

台湾向け日本産りんご、なし、もも、すももの輸出検疫条件の概要

台湾向けに日本産りんご、なし、もも、すもものを輸出するには、登録生産園地での栽培、登録選果こん包施設での選果及びこん包の実施とともに、輸出検査を受けなければならない。

1 対象植物

りんご、なし、もも、すももの生果実（以下「生果実」という。）

2 主な検疫対象病害虫

モモシンクイガ

3 主な検疫条件

（1）生産園地及び選果こん包施設の登録

生産園地は、毎年、選果こん包施設の責任者が取りまとめ、所在する都道府県に提出。提出を受けた都道府県が登録する。

選果こん包施設の責任者は、所在する都道府県に登録を申請する。申請を受けた都道府県が植物防疫所に申請を提出し、植物防疫所が登録する。

登録のための条件は以下のとおり。

生産園地：登録選果こん包施設と同一県内にあり、モモシンクイガに対する適切な防除が行われていること

選果こん包施設：選果に十分な照明設備等を有し、植物防疫所による病害虫識別研修を受けた選果技術員を配置すること

（2）登録選果こん包施設での選果・こん包の実施

登録生産園地で生産された生果実は登録選果こん包施設で選果・こん包を行う。なお、こん包に用いる容器は台湾向け表示のある未使用のものを使用する。

（3）台湾側検査官による査察

台湾側検査官により、登録生産園地及び登録選果こん包施設の査察が行われる。

（4）輸出検査の実施

植物防疫官による病害虫の付着がないことを確認する輸出検査が行われ、合格すれば植物検疫証明書が発給される。

台湾向けりんご、なし、もも、すももの輸出検疫の流れ

